

経営者のための やさしい企業年金教室

2023年11月8日

48時限目：企業年金の出口戦略を考える。

令和4年度から施行された公的年金制度改定のうち、これからも対象者が増加する働く高齢者に影響を与える3つの事項について、再度振り返り企業年金の出口戦略を考えてみたいと思います。

① 65歳までの在職老齢年金制度基準額引上

厚生年金保険被保険者または70歳以上被用者として働いている人は、年金と給与の調整のしくみ(在職老齢年金制度)の対象となります。

この制度の調整により年金が支給停止される額は、次の計算式で計算されます。

$$\text{年金支給停止額(月額換算額)} = \frac{\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{基準額}}{2}$$

※「基本月額」(調整の対象となる年金額÷12)

※「総報酬月額相当額」(標準報酬月額+その月以前の1年間の標準給与額の総額÷12)

令和4年度前までは65歳まで(28万円)と65歳から(47万円)と異なる基準額が適用されていましたが、改正により65歳まで・65歳からを問わず基準額は47万円となりました。

(令和5年度以降の基準額は、前年基準をもとに年度毎に改定され令和5年度は48万円となっています。)なお、「65歳まで」とは、65歳到達月までのことで、「65歳から」とは、65

歳到達月の翌月分からのことです。この場合到達月とは、65歳の誕生日の前日が属する月のことを言うため、1日生まれの人の65歳到達月とは、誕生日のある月の前月となりますので、注意が必要です。

② 65歳からの老齢厚生年金の在職定時改定

65歳からの老齢厚生年金の額は、65歳までの厚生年金保険加入期間の月数およびその期間の各月の報酬・賞与の額によって計算されます。(賞与は平成15年4月以降に受けた賞与のみが年金額に反映)。従来は65歳から厚生年金保険に加入しても、65歳以降の厚生年金加入期間が年金支給額に反映するのは、次のいずれかに限られていました。

- (1) 退職してから1か月経過したとき
- (2) 70歳になったとき

それが、改正により毎年8月分までの加入記録を反映させて、その年の10月分から増額改定してくれるようになりました。

なお、この在職定時改定が行われるのは、65歳からの老齢厚生年金を受給できる厚生年金保険被保険者で、65歳までの特別支給の老齢厚生年金や70歳からの老齢厚生年金、老齢基礎年金には、在職定時改定のしくみは適用され

経営者のための やさしい企業年金教室

ません。また、在職定時改定により必ず改定される老齢厚生年金（報酬比例部分）の増額により、在職老齢年金制度による年金支給停止額となる場合もありますので注意が必要です。逆に、老齢厚生年金（経過的加算部分）は、65歳到達月の前月までに厚生年金保険加入期間が480月に達していない人は、480月に達するまでの月数分を限度に増額改定されます。

③ 繰下げ受給の上限年齢の引き上げ

65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金には、もらい始めるのを66歳以降に遅らせると繰下げ月数×0.7%、年金額が増額される「繰下げ」制度があります。従来は、最高70歳まで繰下げでき、70歳まで繰下げると、「65歳時の年金額×1.42倍」の年金を生涯にわたって受給できました。これが昭和27年4月2日以後生まれの人（令和4年4月1日以降に70歳に到達する人）は、最高75歳まで繰下げることができるようになりました。これにより、75歳まで繰り下げると、「65歳時の年金額×1.84倍」の年金を生涯にわたって受給できます。

但し、65歳からの厚生年金保険加入期間で増額した老齢厚生年金は、繰り下げても繰下げ

増額の対象とはならず、繰下げ増額分は、在職老齢年金制度の調整対象となりません（「基本月額」に含まれません）。

■ まとめ

令和4年度施工年金改正については働く高齢者について以下の効果が期待されています。

①は、65歳までの特別支給の老齢厚生年金を受けながら厚生年金保険に加入し長く働きたいと考える人が増えること。

②は、70歳までの厚生年金保険加入効果を早期に実感し働く高齢者のモチベーションにつなげること。

③は、65歳以降も働き続ける人に将来の年金増額の選択肢をつくること。

人生100年時代と言われる中で、いずれも働く高齢者に柔軟に対応することを目的とした改定ですが、高齢期に訪れる企業年金の出口戦略を考えるにあたって、これら改正事項を考慮し、自分にあった働き方やライフスタイルに沿った企業年金のもらい方を検討してみても如何でしょうか？

企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 大西 浩

【令和4年度(2022年度)の働く高齢者に影響する年金改正】	
① 65歳までの在職老齢年金制度の基準額の引き上げ	→ 令和4年度は47万円に引き上げ(令和5年4月一部改定(48万円))
② 65歳から70歳までの老齢厚生年金の在職定時改定	→ 毎年10月分の年金から改定
③ 繰下げ受給の上限年齢の引き上げ	→ 最高75歳まで繰下げ可能(増額上限「65歳時の年金額×1.84倍」)